

戦後期の児童養護施設の職業訓練と就職についての検討

——社会福祉法人福田会における昭和20年代から50年代の実践事例を通して——

小 泉 亜 紀

相模女子大学紀要 VOL.80 (2016)

戦後期の児童養護施設の職業訓練と就職についての検討

——社会福祉法人福田会における昭和20年代から50年代の実践事例を通して——

小 泉 亜 紀

The Study of Training and Finding jobs at Child Infant Home after the Post War

: Seen through the actual case studies of the
Social Welfare Corporation Fukuden-kai from 1945 to 1984

Aki KOIZUMI

This study makes the social welfare corporation Fukuden-kai which is a child infant home established in the Meiji era a case.

An exit reason takes up the example that is finding jobs from 1954 to 1984, and the reality concerned of the staff in the facility and the related engine outside the facility to getting a job was grasped.

After it was investigated qualitatively, the job-hunting tendency of the entering child could classify subject-like and negative into indifference and a disqualified case.

Staff in the facility could confirm the thing doing concerning with the child's family, homeroom teachers at school and staff of employment office, etc. and guidance to an entering child.

Key Words : child infant home, training and finding jobs, case studies

1. はじめに

(1) 社会福祉法人福田会について

本稿の調査対象である社会福祉法人福田会は、明治12年に創設され、現在東京都渋谷区広尾に所在する社会福祉法人で、高齢者や障害者施設も併設されている。第2次世界大戦後、児童養護施設は「福田会育児院」という名称から「福田会東京本院」等となったが、平成25年12月から「広尾フレンズ」という名称となっている。

創設時のきっかけとしては、明治維新後の社会的混乱の中で生じた児童の貧困問題への対処、神道国教化に伴い生じた廃仏毀釈運動による仏教界衰退への対処の役割も担い誕生した(吉田 1964:105)とされている。1876(明治9)年から仏教関係者等を中心に設立に動き出し、1879(明治12)年に東京府日本橋区南茅場町の智泉院に仮事務所を開設し、児童の受け入れを開始した。その後収容人数の増加により手狭になり、移転を繰り返し、当時の豊多摩郡渋谷町筈開谷にある御料地へ移り、現在に至る。

(2) 福田会育児院史研究会について

社会福祉法人福田会は明治期から現在まで施設運営が継続されてきており、児童養護の実践の積み重ねがなされてきたということがいえる。それらの実態について、福田会育児院史研究会(専修大学宇都築子教授らにより2008年発会)による研究が進められ、研究会メンバーはそれぞれの役割分担を持ちながら各史資料の分析作業を進め、論文等の資料にまとめてきている。

筆者は児童養護実践史を担当し、これまで明治期・大正期・昭和期の実態を把握するために、福田会育児院が1903(明治36)年から1913(大正2)年まで発行した「月報」内の児童養護実践にかかわる記述、「児童原簿」等の名称の児童の記録の分析をし、各時代の特徴を確認してきている^(注1)。特に入所児童の退所理由に着目し、その中でも「就職」にかかわる理由に視点を置き資料整理を進めてきている。例えば、明治期・大正期にみられる、様々な職業の人のもとで技術を学ばせ、技術を身につけ、職業につながるようにしていく「修業」、働く先が見つかるなどをして退所する「独立退院」、昭和期に表現される「就職」という事例を中心に資料整理をしている。

本研究においては、戦後の昭和20年代から50年代にかけて入所した児童(以下、「院児」とする)を

対象にその実態の一部を分析していくこととする。

2. 研究の目的と方法

(1) 社会福祉法人福田会の戦後の動向

本研究の対象としている時期の国と東京の社会福祉の動向や社会的背景、そして対象施設の当時の取り組みや実態の歴史的概要を以下にまとめることとする(表1参照)。

表1-1より、戦後の社会的背景として、1947(昭和22)年~1948(昭和23)年頃は浮浪児、1950(昭和25)年~1953(昭和28)年頃は家出児童、親子心中、人身売買などの児童に関する問題がみられた。「戦後日本の児童保護は、戦災孤児・浮浪児というやや特殊な要保護児童に対処するという、ある意味では消極的な課題から再出発することとなった。」(古川 1982:275)とし、「戦後日本の児童政策は、児童局の設置、児童福祉法の成立、児童憲章の制定がみられたにもかかわらず、ほぼ昭和二〇年代を通じて、戦災・引揚孤児、浮浪児、不良児、のちには混血児などの要保護児童対策に終始した。」(古川 1982:279)という指摘もされている。

1948(昭和23)年に児童福祉法が施行され、福田会育児院は養護施設となり福田会東京本院になった。戦災により9割を焼失したことにより1950(昭和25)年頃から戦後の復興がはじまり、1960年代初頭頃までに各寮舎等を新設していった。1952(昭和27)年に財団法人から社会福祉法人に組織変更した^(注2)。

1955(昭和30)年頃からの高度経済成長期において、非行問題や少年犯罪などの社会的背景もみられた。1973(昭和48)年には、中卒就職者が1割を下回る中、当時の厚生省が「養護施設入所児童の高校進学を認める通知」を出した。東京都は、1950(昭和25)年に「東京都養護施設等児童奨学金支給要綱」、1955(昭和30)年に「東京都施設収容児童上級学校進学要綱」と「東京都収容保護児童職業補導要綱」を出し、1974(昭和49)年には「東京都養護施設収容児童等の大学修学支援金支給要綱」を出す等をおこない、進学に関する取り組みをおこなっている。

「昭和三〇年代初頭における児童保護から児童福祉へという変化」について、「戦後、孤児・浮浪児対策を直接的課題として再出発したわが国の児童保護は、二〇年代末からしだいにその内容を変えていくとともに、適用範囲も拡大され、ほぼ三〇年代半ばまでのあいだには児童福祉とよぶるものに展開

していた」が、「児童福祉が日本経済の急激な拡大に不可欠の労働力資源の育成策として位置づけられることによって初めて可能となったのである。」（古川 1982:280・281）との分析がなされている。そして、昭和30年代後半以降、「社会が問題にし、政府が対策を講じようとするのは、児童をとりまく状況が体制にとって、もっと端的に言えば日本資本主義にとって放置しえない問題となるからである。この時期に児童問題が重要な政府の政策課題となったのは、児童の置かれている状況が将来の経済成長の足枷になりかねないという危機意識があったからである。」とあり、「経済成長が逆に児童の資質を阻害するという予想だにできなかった結果に直面し、そこから将来の経済成長のために必要な幼少人口の質量を確保しうるかどうかが問題となっている。」（古川 1982:287）という、児童を将来の経済成長を支える労働力としてとらえるという変化がみられた。

表1-2より、福田会東京本院では、1951（昭和26）年にその年の入所者が22人と最も多く、高度経済成長期のその年ごとの入所者の平均は約10人であった。その年における退所者は、1962（昭和37）年に19人と最も多く、高度経済成長期の退所者の平均も約10人であった。

職員に関しては、明治期から保姆（保母）が中心となり児童養護実践をおこなってきたが、1948（昭和23）年に児童福祉施設最低基準により（児童）指導員が設置された。福田会東京本院にも最初は名称だけ設置し、欠員であったようだが、その後その人数が増加していった^{（注3）}。

（2）研究の目的

① 戦後の養護施設内外の職業訓練と就職の実態を把握する

明治期から大正期の史資料の分析を進める中で、例えば大正期の修業中の記録等に、修業先での虐待とみられる記述がみられ、当時の「修業」が児童の人権を尊重したものではなかった実態があった。それは、史資料の記述には明記されなくなる「独立退院」後や「就職」後にも同様のことが考えられるのではないかと思われた。1933（昭和8）年の児童虐待防止法によってもすぐに問題が解決されたとは言いがたいと思われ、戦後の児童福祉法や、国際的な動向である児童の権利宣言などにより、児童の権利については意識されてきたが、家庭内、施設内、学校内、職場内での実態はいかなるものであったかは解明の余地があるといえるであろう。特に戦後の養護

施設内での職業指導や施設外での職業訓練等の「職業補導」についての実態、就職活動や就職後の実態についての把握をしていく必要があると思われる^{（注4）}。

そのため、福田会東京本院における昭和20年代～50年代の入所児童への児童養護実践の中での就職事例を取り上げ、就職に至るまでの施設職員のかかわりや、施設外の関係機関のかかわりの実態を把握していく事とした。

福田会東京本院における「職業指導」についての規定の変遷は以下である。30年代までは男女に適した職業のための内容が記され実践されていたが、40年代以降、「職業的な知識等の習得」や「勤労意欲」、「職業生活確立」などの表現がみられ、技術だけではなく知識や意欲に関する取り組みを重視してきていることがうかがえる。

昭和39年度事業計画 1) 児童養護 ③職業指導 男子…工作、園芸等を中心として 女子…裁縫、手芸、調理等を中心として
昭和47年度事業計画 2. 養護指導 (4) 職業指導 就職の為の職業的な知識等を習得させ、勤労意欲をもたせ職業生活確立の為の導入をはかる。 就職児についても、社会人としての自立、自覚を促し、生活の安定、情操教育等を通じて職場への意欲をもたせるよう職場訪問及び相談指導を実施する。
昭和59年度事業計画 2. 養護指導 (3) 職業指導 就職の為の職業的な知識等を習得させ、勤労意欲をもたせ、職業生活確立の為の導入をはかる。

（福田会東京本院の各年の事業計画より引用）

また、職業補導について、東京都は昭和29年に「収容保護児童職業補導要綱（案）」を出しており、その内容は、「1. 保護受託者委託による (1) 住込委託によるもの（1年以内）、(2) 通勤委託によるもの（6ヶ月以内）」と「2. 職業補導機関による (1) 公共職業補導所によるもの、(2) 知事が認めた施設内職業補導施設によるもの、(3) 施設収容児童上級学校進学要綱3の (1)^{（注5）}の定めるところにより職能技術を修得させることを目的とする学校へ進学させることによるもの」であり、これらを職業補導としている。その後、昭和30年に正式な要綱として出された^{（注6）}。

表1. 戦後の動向

(表1-1) 福祉の動向と施設の出来事

年 度	社会福祉関係法等 (東京都と東社協の社会福祉の動向)	社会福祉に関する社会的背景	施設の出来事
1945 (S20) I	労働組合法 (公布)		3月) 転地保養の必要から神奈川県三浦郡逗子町に虚弱児のために保養所新設 (逗子保養) 5月) 戦災により施設800坪の内9割近く焼失、児童の一部を逗子保養所に移す
1946 (S21)	旧生活保護法 (公・施)、民生委員令 (公・施)	・満州より第一次引揚孤児集団佐世保到着	
1947 (S22)	教育基本法 (公・施)、日本国憲法 (施行)、児童福祉法 (公布)、職業安定法	・孤児の全国一斉調査、18歳未満の児童は12万3,504人、うち7,080人は浮浪の経験あり	6月) 逗子保養所、生活保護法施行により生活保護施設として認可を得る
1948 (S23)	国連世界人権宣言採択、厚生省児童福祉施設最低基準 (省令公・施)	・産院の貴い子殺し事件・浮浪児増加 (うちちゃんとした保護者がある児童もあり、家出の原因は第一は食糧にもとづく家庭のイザコザ)	児童福祉法施行により養護施設の認可を得る 逗子保養所を「逗子分院」とする
1949 (S24)	身体障害者福祉法 (公)	・東北・北海道に小児マヒ集団発生	
1950 (S25)	生活保護法 (東京都養護施設等児童奨学金支給要綱)	・戦災浮浪児に代わり家出児童増大す	9月) 罹災建物の復興に着手 事務室と浴室再建、「福田会復興計画」
1951 (S26)	社会福祉事業法 (公・施)、児童憲章制定 (東京都社会福祉協議会発足、東社協民間社会福祉事業従事者現認訓練講習会)	・親子心中事件、児童の人権擁護の点で大きな問題を投げかける・収容児の集団脱走、浮浪児の人身売買事件多し	4月) 宮内庁より御下賜金を受領 敷地が御料地無償貸付から物納財産になり借料を支払うようになる (一部有料、一部無料) 8月) 愛生寮内部改造、炊事場増改築、ガス施設設置
1952 (S27)	母子福祉資金の貸付等に関する法律 (公)	・この頃混血児問題に世論の関心集中、混血児学齢に達す・婦女子の人身売買著しく増加	1月) 新生寮移転改築 (旧社宅) 4月) 浴室新築、水道施設設置 5月) 社会福祉事業法施行により財団法人より社会福祉法人に組織変更 (逗子分院は「福田会逗子分院」と呼称す) 6月) 逗子分院、登記完了 10月) 保生寮内外部増改築
1953 (S28)	(東社協東京児童福祉施設研究会結成 (児童収容施設の指導員の会)、東京都児童福祉施設研究会通信発行)	・大陸孤児49名、中共からの第五次引揚船興安丸で帰る・労働省婦人少年局の調査によると、18歳未満の身売児童は延1,883名で、これを前年に比べると1.26倍となっている・文部省調査によると28年4月から翌年3月までの調べで1年間に50日以上欠席した小中学生は全国で28万9,000人である	4月) 寮舎各室整備、補修 「社会福祉法人福田会復興計画」
1954 (S29)	第一回里親委託促進月間実施	・少年自衛隊員募集始まる・警察庁発表の「人身売買に関する実態調査」	3月) 電話室新築、電話架設
1955 (S30) II	(東京都施設収容児童上級学校進学要綱、東京都収容児童職業補導要綱)	・森永粉ミルク中毒事件・中小学生の自殺者が多数 (高度経済成長)	宮内庁より御下賜金を受領 5月) 塀新設
1956 (S31)	(東社協社会福祉事業振興資金貸付事業開始)	・経済白書「もはや戦後でない」	2月) 逗子分院の定員の変更認可 (40名より50名) 4月) 図書室新設
1957 (S32)	(東社協従事者共済会事業開始)	・鳩森小学校問題	11月) 精神薄弱児の収容保護のため宮代学園設置する事を決議着手
1958 (S33)	職業訓練法 (公)	・「十代犯罪」は少年グループ化の傾向が顕著集団非行がめだつ	10月) 児童寮D棟新設 12月) 児童寮E棟新設
1959 (S34)	国民年金法 (公)、国連児童権利宣言採択 (都の社会福祉協議会が都の委託により社会施設従事者の研修事業実施)	・小児マヒ、後半より届出数が増加、五歳未満の患者が全患者の84.4%を占める	10月) 新生寮、保生寮、図書室、浴室を宮代学園へ (精神薄弱児のための宮代学園を東京本院に併設、児童福祉法に基く精神薄弱児施設として認可を得、児童開始) 12月) 浴室、食堂、調理室新設
1960 (S35)	精神薄弱者福祉法 (公・施)、身体障害者雇用促進法	・小児マヒ、集団発生の事例各地におこる。・すし詰め学級問題、中学校へ移行	12月) 幼児寮新設
1961 (S36)	国民健康保険、児童扶養手当法 (公)	・少年犯罪61年上半年は最近6か年上半期での最高となる。	児童寮新設
1962 (S37)		・サリドマイド系睡眠薬問題となる。・非行問題の増加注目される。年齢の低下	「福田会事業部」設置

(表1-2) 総数と入退所数・職員数

年 度	本 院							職 員 数
	定員	総数	入所	児童記録簿 内入所数	退所	児童記録簿 内退所数	内 訳	
1945 (S20) I				2				
1946 (S21)				1				16 (主事1、事ム員1(欠1)、保姆1(欠2)、受付1、嘱託医3、院外保姆9)
1947 (S22)				3		2		
1948 (S23)				11				14 (常務理事1、書記2、嘱託医2、保姆4、助手1、炊事婦2、雑役1、指導員1(欠員))
1949 (S24)		34		19				
1950 (S25)		36	17	15	15	9	引取4、結婚独立4、養子2、死亡2、他3	
1951 (S26)		50	22	20	8	8		
1952 (S27)		48	7	8	9	6	引取8、里子1	11 (院長1、主事1、書記1、指導員2、保姆3、保姆助手1、炊事婦1、嘱託医1)
1953 (S28)	50	51	13	13	10	11	引取7、里子2、就職1	
1954 (S29)	50	56	11	12	6	6	引取5、就職1	
1955 (S30) II	50	46	0	0	10	9	引取10	
1956 (S31)	50	45	9	10	10	10	引取7、就職2、里親1	20 (分院と合わせてか)
1957 (S32)	50	50	12	12	7	7		10
1958 (S33)	50	48	14	14	16	15	引取16	10
1959 (S34)	50	54	13	15	8	7	引取7、里親1	9 (園長、書記、児童指導員、保母、保母助手、雇用員)
1960 (S35)	50	46	5	6	13	14	引取13	10 (園長、書記、児童指導員、保母、保母助手、雇用員)
1961 (S36)	50	45	9	9	10	9	引取10	10 (園長、書記、児童指導員、保母、助手、雇用)
1962 (S37)	50	43	16	16	19	21	里親1	10 (園長、書記、児童指導員、保母、保母助手、雇用員)

1963 (S38) Ⅲ	老人福祉法 (公・施) (東社協福祉活動指導員事業開始)	・各政党の青少年対策活発化。・少年犯罪増加、非行年齢の低下目立つ。	
1964 (S39)	母子福祉法、重度精神薄弱児扶養手当法		
1965 (S40)	母子保健法 (公)	・少年犯罪、わずかながら減少、15歳以下の低年齢層減少	
1966 (S41)	重度精神薄弱児扶養手当法を特別児童扶養手当法と改称 (社会福祉施設従事者実務研究発表会開催 (都の研修課と都の社会福祉協議会共催)、区市町村協に国庫補助にもとづく専門職員設置)		5月) 逗子分院の建物の老朽化、市街地での災害予防の目的から移転改築計画 11月) 逗子分院の基本工事了、移転開始
1967 (S42)		・赤ちゃん取り違え事件おこる。産院などの新生児管理問題となる。・二児餓死事件・嬰兒生理め事件	2月) 逗子分院の附帯麹含め工事了、移転完了 3月) 逗子分院、移転に伴う施設変更認可
1968 (S43)	国連国際人権年	・青少年のシンナー遊び爆発的に増加。	
1969 (S44)		・子どもの水の事故増加。・誘拐事件の増加	
1970 (S45)	心身障害者対策基本法、勤労青少年福祉法		
1971 (S46)	児童手当法 (公)		この頃の資料から、児童寮D→かえで寮、児童寮E→さつき寮、幼児寮→ふたば寮、学童寮→すずかけ寮 (職員寮) と名称がみられる
1972 (S47)	勤労婦人福祉法 (公)		3月) 逗子分院廃止 12月) 双葉寮 (幼児寮) 改設完成
1973 (S48) Ⅳ	厚生省・養護施設入所児童の高校進学を認める通知、療育手帳制度	・中卒就職者が1割を下回る、大学進学率が3割を上回る	
1974 (S49)	特別児童扶養手当法を特別児童扶養手当等の支給に関する法律と改称、雇用保険法 (東京都養護施設収容児童等の大学修学支学金支給要綱)		
1975 (S50)	国連障害者の権利宣言採択、国際婦人年 (東社協民間施設職員研修委員会設置)		
1976 (S51)			12月) 宮代学園新寮舎及び管理棟完成
1977 (S52)			
1978 (S53)	(東社協児童福祉問題委員会設置)		
1979 (S54)	文部省養護学校義務化、国連国際児童年		福田会創立100周年
1980 (S55)			
1981 (S56)	母子福祉法を母子及び寡婦福祉法と改称、国連国際障害者年		
1982 (S57)	老人保健法 (公)		
1983 (S58)			
1984 (S59)		・小中学校でのいじめで自殺が発生	
1985 (S60)			
1986 (S61)			
1987 (S62)	社会福祉士及び介護福祉士法		
1988 (S63)		・国民生活白書、国民の資産格差拡大を問題視	
1989 (S64/H1)	国連子どもの権利条約採択		

(注)

- 施設の出来事表記について、施設名の無い事項はすべて「福田会本院」のことである。戦後の施設に関する動向は現在分析中である。そのため今回は大きな組織変更と、寮舎の整備過程の出来事にとどめた。
- 資料の表示について、空欄になっている年代は資料が散逸している可能性があり、見当たらない。
- 統計については、以下の方法で作業を行った。
 - 入・退所の数は各年度の「事業報告書」より、年度末の数である。・発掘済児童記録簿の入・退所数は措置書・措置解除通知書の年度を基にカウントした数である。・空欄部分は資料が無い、あるいは資料があるがデータ掲載が無いということである。・資料によって数が違う場合もあり、不明確なところも空欄としている。・合計数が違う場合もあり、複数の資料のすり合わせ作業等を今後行っていく必要がある。

1963 (S38) Ⅲ	50	47	18	18	11	12		10 (園長、書記、児童指導員、保母、雇用員)
1964 (S39)	50	42	13	14	18	20		12 (園長、書記、指導員、保母、雇用員)
1965 (S40)	50	44	12	11	10	9		12
1966 (S41)	50	37	1	1	8	8		12
1967 (S42)				13				7
1968 (S43)	50	40	8	8	11	12		13 (園長1、書記1、児童指導員2、保母5、雇用員3、嘱託医1)
1969 (S44)	50	43	9	9	10	9		13 (院長1、書記1、児童指導員3、保母4、雇用員3、嘱託医1)
1970 (S45)	50	42	8	6	3	3		14 (園長1、書記1、児童指導員3、保母5、調理師3、嘱託医1)
1971 (S46)	40	35	0	0	7	7		14 (園長1、書記1、児童指導員3、保母5、調理師3、嘱託医1)
1972 (S47)	40			8				6
1973 (S48) Ⅳ	40	36	6	6	7	7		16 (園長1、書記1、児童指導員3、保母7、調理師3、嘱託医1)
1974 (S49)	40	37	8	8	8	7		16
1975 (S50)	40	38	5	5	4	4		17(園長1、書記1、保母6、児童指導員4、調理師4、嘱託医1)
1976 (S51)				5				6
1977 (S52)								4
1978 (S53)								4
1979 (S54)								3
1980 (S55)								5
1981 (S56)	40	20	7	7	6	5		14(園長1、書記1、児童指導員4、保母3、調理師3、栄養士1、嘱託医1)
1982 (S57)	40	30	10	10	4	4		14 (園長1、書記1、児童指導員4、保母4、調理師3、栄養士1、嘱託医1)
1983 (S58)	40	33	12	13	3	6		15(施設長1、書記1、児童指導員4、保母5、調理師3、栄養士1、(嘱託医1))
1984 (S59)	40	39	6	6	6	8		16 (園長1、書記1、児童指導員5、保母5、調理師3、栄養士1、嘱託医1)
1985 (S60)	40	39	6	5	6	4		16 (園長1、書記1、児童指導員5、保母5、調理師3、栄養士1、嘱託医1)
1986 (S61)	40	35	9	13	8	13		18 (施設長1、事務1、児童指導員6、保母5、調理員3、嘱託医1)
1987 (S62)	40	38	4	4	0	1		18 (施設長1、事務1、児童指導員6、保母5、調理員3、嘱託医1)
1988 (S63)	40	38	7	4	9	9		18 (施設長1、事務1、児童指導員6、保母5、調理員3、嘱託医1)
1989 (S64/H1)	40					29	※今回の対象者の内、平成1年度以降に退所した人数の合計	18 (施設長1、書記1、児童指導員6、保母5、調理員3、嘱託医1)
				計		360	計	346

(参考資料)

『福田会のあゆみ』福田会のあゆみ編集委員会 (2015)、『児童福祉』日本女子大学文学部社会福祉学科研究室 (1971)、『日本社会福祉総合年表』池田敬正・土井洋一編 (2000)、『東京社会福祉協議会の五十年』東京社会福祉協議会 (2001)

② 本研究における仮説と目的

明治・大正期に、「修業」先での職業指導がみられたように、戦後における職業指導も、施設内での指導だけでは成り立たなかったと考えられる。また、職業指導は生活指導、学習指導、家庭環境の調整などもあわせておこなっていくことこそ意味があり、更に施設内だけでの指導ではなく、学校や家庭の動向も関連していくと思われる。

よって、就職事例をみることを通して、職業指導の意義と施設内外の複合的な実践内容の大切さを確認していくことを目的とする。

(3) 研究の方法

① 使用する資料

社会福祉法人福田会蔵の資料を、施設側の使用許可を得た上で、研究倫理に則り使用した。具体的には、児童の記録を合冊の形や個人ごとに綴じたもの（以下、「児童記録簿」とする）の中の資料で、施設入所後の記録をまとめた「育成記録」を中心に読み込み、就職していくまでの実態の一部を把握した。

児童記録簿は、戦後昭和期（20～60年代）のものを、児童の措置書の措置日の年月日順にリストを作成し、戦後の入所時期の昭和20年代～50年代の児童を対象に分析をした。

児童記録簿は、入所時期から個人ごとにまとめた資料もあるが、児童の退所にあわせて、それまでの資料を一冊にまとめていると思われるものがみられる。その中身は以下のようなものがある。

児童相談所作成・発行資料：児童票、措置書、措置解除・停止通知書等
施設作成資料：入所通知、育成記録、学習記録、健康記録、昨年度・今年度の目標記録、措置解除申請書、退所通知、児童状況報告書、生活指導訓練費指導報告書等
その他：成績表、合格通知、採用通知、写真、手紙、母子手帳、血液型判定カード、名刺、戸籍（写し）等

② 資料の中の対象

表1-2の統計は、社会福祉法人福田会等が所蔵する施設の「事業報告書」等に掲載されている資料上の数と、現時点で確認できた児童記録簿の数に基づき作成したものである。本研究では、東京本院に限定した児童記録簿から就職事例を抽出し分析対象とした。

今後も史資料の発掘が予測されるため、現時点（2016年9月）での数となるが、昭和20年～63年まで

に入所した児童記録簿総数360のうち、退所時期が明確になっている事例346、その中から就職事例を抽出すると105、その就職事例がみられる時期である昭和32年～63年までの事例である75事例を対象に分析した。その傾向を統計化するとともに、児童記録簿内に就職までの記録が記されている事例の分析をした^(注7)。

③ 時期区分

表1-1の戦後の動向を参考とし、経済的背景、福祉関係法・規則・通知、教育動向等を目安として以下のように時期区分をしてみたいこととする。

I. 昭和20年～29年 戦後（10年間）、福祉三法、教育基本法、職業安定法 ⇒入所事例数：18 退所事例数：0
II. 昭和30年～37年 高度経済成長期前期（8年間）、福祉六法、児童権利宣言 ⇒入所事例数：13 退所事例数：11
III. 昭和38年～47年 高度経済成長期後期（10年間）、国際人権年、勤労青少年福祉法 ⇒入所事例数：33 退所事例数：25
IV. 昭和48年～59年 厚生省・養護施設入所児童の高校進学を認める通知、石油危機、福祉見直し（12年間） ⇒入所事例数：11 退所事例数：33

（その他60年代に退所が6）

上記の分類は以下、「Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期・その他」とする。退所時期を目安に、事例抽出の結果により、今回は分類Ⅲ・Ⅳ期の事例をみていくこととする。

3. 研究の結果

(1) 就職事例の統計

① 全体の傾向

75事例のうち、まず時期区分せず全体の傾向を分析する（表2・3参照）。表2-2の男女比は男43人（57%）と女32人（43%）で男の方が多く、表2-3の入所時の年齢は5歳（13%）が最も多く、4歳～8歳（58%）までに入所している割合が高い。表2-4の入所理由は、経過があるので一つの理由とは限らないが、「両親または父か母の行方不明」が最も多く（23%）、「措置変更」を除くと、両親の「離婚」や「病気」を理由とするものも割合としては高い。表2-5の退所時の年齢は15歳（60%）が最も多く、表2-6の学歴にも表れているが、この時期に「中

卒」(68%)で就職という流れで退所していくことがみられる。表2-7の在院年数は10年(15%)が多くみられ、7年～11年間(55%)施設での生活をし、就職していることがみられた。

就職先は、表3-1の産業分類(昭和59年)では「製造業」(53%)が最も多く、表3-2の職業分類(昭和61年)では「技能工、採掘・製造・建設作業員及び労務作業員」(64%)が多く、次に多いのは両分類で「サービス業」(21%)、「サービス職業従事者」(20%)が多くみられる。

具体的な就職先として、同じ会社に複数の院児が就職しているケースもあり、理解のある会社が採用していることもみられたり、その会社が施設の後援者になっていることもみられた。多くは、学校を介した公共職業安定所の求人先への就職といえる。就職後の配属部署については一部の院児のみしか記述がみられなかったが、見習い期間を経て正式に配属や業務内容が決まるという記録がみられる会社もあった。

② 時期区分による傾向

表2・3の各時期をみていくこととする。

表2より、事例数が最も多いのはⅣ期(44%)、次がⅢ期(33%)である。性別は、Ⅳ期は男がその時期の84%と多いが、Ⅱ期は女がその時期の64%と多い傾向にあった。入所年齢は、4～8歳の多くみられる年齢がどの時期に多いかをみていくと、4歳はⅢ期、5～7歳はⅣ期、8歳はⅡ期であった。Ⅳ期は2・3歳も多いが、0・1歳はⅢ期以後みられなくなる。14・15歳での入所は、Ⅱ・Ⅲ期は無く、Ⅳ期以後にみられる。

入所理由は、「両親または父か母の死亡」を理由に含むものが多くみられるのはⅡ・Ⅲ・Ⅳ期にみられ、「両親または父か母の行方不明」はⅢ期以後に多くみられる。「両親または父か母の犯罪」はⅣ期以後、「浮浪」はⅡ期にしかみられない。

退所年齢は、15歳はⅢ期に最も多く、16～19歳は、Ⅳ期に多くみられた。学歴は、「中卒」はⅢ期に多く、「高卒」他はⅣ期以後にみられ、退所年齢と連動している。

在院年数は、7年・10年はⅢ期、9年・11年はⅣ期に多くみられた。Ⅱ期は7年、Ⅲ期は10年、Ⅳ期は11年が多く、在院年数が若干長期化している傾向がみられた。しかし、数か月や15年以上は少ない。

表3の分類の各時期をみていくこととする。

産業分類では、Ⅱ期は「サービス業」が多くみら

れ、次が「製造業」、Ⅲ・Ⅳ期は「製造業」が多く、次が「サービス業」であった。「製造業」の内訳は、Ⅲ期に「電気機械器具製造業」、Ⅳ期に「出版・印刷・関連産業」や「金属製品製造業」が多い傾向にあった。

職業分類では、「事務従業者」はⅢ期以後にみられ、「販売従事者」はⅣ期以後にみられた。「サービス職業従事者」はⅣ期が多く、「技能工、採掘・製造・建設作業員及び労務作業員」はⅢ期が多い傾向にあった。

(2) 事例

① 就職退所事例の全体的な傾向

院児に関する毎日の記録を施設の担当職員が記した「育成記録」の中から、院児が就職や進学を考えていくための働きかけがなされたり、院児と職員のやりとり、職員と学校の担任等との相談内容等が記されている部分から抽出した^(注8)(表4参照)。

高校進学は、学力で判断している傾向がみられ、就職を選んでも定時制を検討するなどがみられた。高校進学がかなわなかった場合に職業訓練校や専門学校を選択していることもあり、その後就職している。

これらは施設での生活を継続しながら高校・職業訓練校・専門学校に通学し、就職していくが、その他、措置変更する事例もあり、職業訓練校に通うために入所する施設に措置変更となり、その後就職していることもみられる。

② 時期区分による傾向

Ⅲ期の特徴は、統計にも表れていたように、中卒で製造業への就職がみられた。

Ⅳ期は、製造業もみられるが、サービス業や飲食店などへの就職もみられる。そして、高校への進学を希望する傾向にあるが、訓練校や専門学校へ進学し、その後就職という事例もみられた。

表2. 抽出事例の統計

(表2-1) 事例数

	総 数		Ⅱ. S30~37		Ⅲ. S38~47		Ⅳ. S48~59		他 (S60~)	
数/割合	75	100%	11	15%	25	33%	33	44%	6	8%

(表2-2) 性別

	全体	%	Ⅱ	%	Ⅲ	%	Ⅳ	%	他	%
男	43	57%	4	36%	13	52%	21	64%	5	83%
女	32	43%	7	64%	12	48%	12	36%	1	17%
計	75	100%	11	100%	25	100%	33	100%	6	100%

(表2-3) 入所年齢

年 齢	全体	%	Ⅱ	%	Ⅲ	%	Ⅳ	%	他	%
0歳	1	1%	1	100%	0	0%	0	0%	0	0%
1歳	2	3%	1	50%	1	50%	0	0%	0	0%
2歳	3	4%	0	0%	1	33%	2	67%	0	0%
3歳	4	5%	0	0%	1	25%	3	75%	0	0%
4歳	8	11%	1	13%	5	63%	2	25%	0	0%
5歳	10	13%	0	0%	4	40%	6	60%	0	0%
6歳	9	12%	1	11%	2	22%	6	67%	0	0%
7歳	8	11%	1	13%	2	25%	5	63%	0	0%
8歳	8	11%	3	38%	3	38%	2	25%	0	0%
9歳	5	7%	0	0%	2	40%	1	20%	2	40%
10歳	1	1%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%
11歳	5	7%	2	40%	2	40%	1	20%	0	0%
12歳	3	4%	1	33%	0	0%	1	33%	1	33%
13歳	5	7%	0	0%	1	20%	2	40%	2	40%
14歳	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%
15歳	2	3%	0	0%	0	0%	2	100%	0	0%
計	75	100%	11		25		33		6	

※「全体」の%以外は、各年齢内のⅡ～他の時期の%である。

(表2-4) 入所理由

理 由	全体	%	Ⅱ	%	Ⅲ	%	Ⅳ	%	他	%
死亡	7	9%	2	29%	4	57%	1	14%	0	0%
死亡、病気	7	9%	2	29%	1	14%	4	57%	0	0%
病気	4	5%	0	0%	2	50%	1	25%	1	25%
行方不明、病気	2	3%	0	0%	2	100%	0	0%	0	0%
行方不明	17	23%	1	6%	5	29%	9	53%	2	12%
離婚、行方不明	1	1%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%
離婚	7	9%	1	14%	4	57%	2	29%	0	0%
置き去り	2	3%	0	0%	2	100%	0	0%	0	0%
浮浪	2	3%	2	100%	0	0%	0	0%	0	0%
虐待	1	1%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%
放置	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%
養子先になじまず	2	3%	0	0%	0	0%	2	100%	0	0%
非行	1	1%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
反抗	1	1%	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%
犯罪	4	5%	0	0%	0	0%	2	50%	2	50%
措置変更	13	17%	0	0%	2	15%	11	85%	0	0%
不明	3	4%	3	100%	0	0%	0	0%	0	0%
計	75	100%	11		25		33		6	

※「全体」の%以外は、各理由内のⅡ～他の時期の%である。

※理由の「死亡」「病気」「行方不明」は「両親または父か母の」状態である。

(表2-5) 退所年齢

年 齢	全体	%	Ⅱ	%	Ⅲ	%	Ⅳ	%	他	%
15歳	45	60%	9	20%	24	53%	10	22%	2	4%
16歳	16	21%	2	13%	1	6%	11	69%	2	13%
17歳	3	4%	0	0%	0	0%	3	100%	0	0%
18歳	7	9%	0	0%	0	0%	6	86%	1	14%
19歳	4	5%	0	0%	0	0%	3	75%	1	25%
計	75		11		25		33		6	

※「全体」の%以外は、各年齢内のⅡ～他の%である。

(表2-6) 学歴

学 歴	全体	%	Ⅱ	%	Ⅲ	%	Ⅳ	%	他	%
中卒	51	68%	11	22%	25	49%	13	25%	2	4%
高卒	9	12%	0	0%	0	0%	7	78%	2	22%
高退	1	1%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
訓卒	4	5%	0	0%	0	0%	4	100%	0	0%
訓退	1	1%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
専卒	4	5%	0	0%	0	0%	2	50%	2	50%
専退	1	1%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
一	4	5%	0	0%	0	0%	4	100%	0	0%
計	75		11		25		33		6	

※「全体」の%以外は、各学歴内のⅡ～他の%である。

(表2-7) 在院年数

年 数	全体	%	Ⅱ	%	Ⅲ	%	Ⅳ	%	他	%
0年	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%
1年	4	5%	0	0%	1	25%	3	75%	0	0%
2年	4	5%	0	0%	0	0%	1	25%	3	75%
3年	5	7%	2	40%	2	40%	1	20%	0	0%
4年	2	3%	0	0%	1	50%	1	50%	0	0%
5年	2	3%	1	50%	1	50%	0	0%	0	0%
6年	2	3%	0	0%	2	100%	0	0%	0	0%
7年	9	12%	3	33%	4	44%	2	22%	0	0%
8年	3	4%	1	33%	0	0%	1	33%	1	33%
9年	9	12%	1	11%	3	33%	5	56%	0	0%
10年	11	15%	1	9%	5	45%	4	36%	1	9%
11年	9	12%	0	0%	3	33%	6	67%	0	0%
12年	5	7%	0	0%	2	40%	3	60%	0	0%
13年	2	3%	0	0%	0	0%	2	100%	0	0%
14年	5	7%	1	20%	1	20%	3	60%	0	0%
15年	1	1%	1	100%	0	0%	0	0%	0	0%
16年	1	1%	0	0%	0	0%	1	100%	0	0%
計	75		11		25		33		6	

※「全体」の%以外は、各年数内のⅡ～他の時期の%である。

表3. 産業分類と職業分類

(表3-1) 産業分類

分 類		全 体		Ⅱ. S30～37		Ⅲ. S38～47		Ⅳ. S48～59		他. S60～						
農 業		1	1%	0	0%	0	0%	0	0%	1	17%					
製 造 業	食料品製造業	3		0		1		2		0						
	衣服・その他の繊維製品製造業	1		0		0		1		0						
	木材・木製品製造業	1		0		1		0		0						
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1		0		1		0		0						
	出版・印刷・同関連産業	5		1		0		4		0						
	化学工業	3		0		0		2		1						
	窯業・土石製品製造業	1	40	53%	0	4	36%	1	18	72%	0	16	48%	0	2	33%
	鉄鋼業	2			1			0		0		1				
	金属製品製造業	4			0			1		3		0				
	電気機械器具製造業	3			0			3		0		0				
	精密機械器具製造業	2			1			0		1		0				
	その他の製造業	2			0			1		1		0				
	—	12			1			9		2		0				
卸売・小売業、飲食店		14	19%	1	9%	2	8%	8	24%	3	50%					
サービス業		16	21%	5	45%	5	20%	6	18%	0	0%					
—		4	5%	1	9%	0	0%	3	9%	0	0%					
合 計		75	100%	11	100%	25	100%	33	100%	6	100%					

参考資料：日本標準産業分類（昭和59年1月）総務省

(表3-2) 職業分類

分 類	全 体		Ⅱ. S30～37		Ⅲ. S38～47		Ⅳ. S48～59		他. S60～	
事務従事者	2	3%	0	0%	1	50%	1	50%	0	0%
販売従事者	4	5%	0	0%	0	0%	3	75%	1	25%
サービス職業従事者	15	20%	2	13%	3	20%	8	53%	2	13%
農林漁業従事者	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%
技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者	48	64%	7	15%	21	44%	18	38%	2	4%
—	5	7%	2	40%	0	0%	3	60%	0	0%
合 計	75	100%	11	15%	25	33%	33	44%	6	8%

※「全体」の%以外は各分類内のⅡ～他の%である。

参考資料：日本標準職業分類（昭和61年6月）総務省

表4. 事例

(表4-1) Ⅲ期の事例 (S38~47)

<p>①中卒・製造業（工業系／住込み）</p> <p>■中学3年 （9月）学校の先生より進学就職の件について問われ「就職」と伝えてきたと申し出る。（10月）職業相談票を記入し学校へ提出する。自分の就職についても力を入れて考える様になってきた。（11月）・中学校の就職係の先生と面接する。・就職面談で学校の先生同伴、職安の人、本人、保護者で話し合う所あり。・職場見学。（1月）就職の為面接試験に行く。その場で採用と言われる。</p>
<p>②中卒・製造業（電気機械／通勤）</p> <p>■中学3年 （11月）・就職の件で学校から職業安定所に行き、本見はつきりしない為、職を決める事ができず帰ってきた。・自分の就職を他人事のように思っているのかはつきりせず、職員が手をたずさえ一応、希望の職場をさがしたのであるがそれを学校へいわずにいる。・学校から就職の件で面接。（1月）就職試験。（3月）家庭引取り。</p>

(表4-2) Ⅳ期の事例 (S48~59)

<p>③訓卒・サービス業（その他技能／一）</p> <p>■中学3年 （11月）・一応就職という事で進路を考えていたが日本人が高校に行きたいような事言い出す。学校の方話し合ってみなければ結論出せず。・三年生全体保護者会で進路の件で約2時間ほどの説明。本人と直接、今後、夜間高校に行く意思があるなら自分で計画立てさせられるようにする。(12月)先生と話して進路の方向を決める。都立高受験万が一駄目な時は第二次試験。(2月)都立校試験。(3月)・都立発表不合格だったと発表がある。帰ってきて本人少々ガックリきてる。今後の方針として夕方院長先生と3人で相談する。・私立高校受験。・私立高発表。二次募集という事できびしく、不合格。早速学校の先生と相談する。・職安に行つて本人とよく話し合い、結局、職訓練所という事で終止をつける。適性検査も受け、本見も納得したようである。・卒業式。本見は職訓練通学予定で残る。・職業訓練校面接テスト。・合格。</p>
<p>④専退・飲食店（一般飲食店／一）</p> <p>■中学3年 （12月）高校入試に向けて強化学習に入る。(2月)・都立受験、面接。・不合格。・先生に相談。都立受験。(3月)・都立不合格。・中学の先生は「就職か各種学校」、施設の職員は各種学校、本人は迷っている。・三者面談の上で、専門学校を捜すこととなる。</p> <p>■専門1年 通学していたが、留年が決定、やる気を失い、学校、施設、本人の三者で話し合い、退学。就職。(退学後就職のため措置停止でアフターケア)</p>
<p>⑤訓卒・製造業（印刷／通勤）</p> <p>■中学3年 （12月）・進路について、兄の高校進学もあって、自分では高校への進学を希望。しかし、それにあわせて努力していくという態度はあまり見られない。・個人面談。本見の希望は高校だが学校側は成績や非行の面で心配し、3学期に最終的に決定するが、工業高・職業訓練校という路線で考えていく。(1月)・職業訓練校に願書出す。(筆記試験ではなく、面接主体のテスト。)(2月)受験。(3月)職業訓練校合格、高校不合格。</p> <p>■訓練校1年 （4月）訓練校入校。生活面や経済面でも家に帰るといふことも不可能ではない。しかし本見は来年の3月まで施設にいたいといふのでその意向を尊重。(1月)就職先に内定する。訓練校の紹介で決まる。自分で決めて来たし、職場にも自分でいったよう。</p>
<p>⑥中卒・製造業（食料品／寮生活）</p> <p>■中学3年 （4月）専門的な職業に関心を持ち研修を受けるが、断念。今後は高校進学をめざしてといふことで方針転換し、学習の方に身を入れさせる。(9月)高校進学といふことで受験勉強をはじめ、学校での早朝学習と担当との個人学習。(1月)・正月帰省から帰ってきた途端、高校進学はやめて、就職するといふ。納得いかず何度も話し合うが平行線。しかし願書の締め切りとなり、担任の先生を含め最終的に話し合う。就職の意志がかたく、進学をあきらめる。・職場見学に回る。職安紹介の製造業が気に入る。本当にやれるか不安だが、最近、就職に対して前向きな姿勢。面接を希望。(2月)入社決定。(3月)卒園、入寮。</p>

(注)

- ①~⑥の番号横には「最終学歴」・「就職先の産業分類」(具体的な業種／住込みや寮、通勤等)を記している。
- 学歴は「中卒」は中学校卒業、「高卒」は高等学校卒業、「訓卒」は訓練校卒業、「専退」は専門的な学校退学を省略した表記をしている。
- わからない部分は「-」とした。
- 各児童の記録簿内の職員により記入された「育成記録」から引用しているが、個人情報の保護と表現への配慮をし、表記を削除・加工している。

4. 考察

(1) 事例の分析

① 院児と就職活動

院児が就職を考える際の傾向は以下のように分類されると考えられた。

④主体的ケース (自主的に最初から就職とはっきり決めている)
③消極的ケース (就職に迷いがあり、進学したい思いがある)
②無関心ケース (就職など今後の進路に関心がなく、理解していない)
①不合格ケース (高校受験の失敗から、職業訓練校や専門学校へ進学し就職)

これらは、はっきりと分類することができるものではなく、その背景は様々であるといえる。

④主体的ケースは、事例①のようにはっきりしているようなケースもあるが、本当に院児が自分の意志で決めているのかというと、15歳前後の年齢で判断が難しいと思われる。例えば、施設から家に一時的に帰った時に親に就職するよう言われた可能性があるなどから就職ということを選択することが考えられたり(事例⑥)、成績が悪いことを気にしたり勉強が嫌いであるということから就職を選択するということもあるようだ。

③消極的ケースは、兄弟や友人の影響等で進学をしたい思いを持っているが、就職を選択しているということがある。働きながら定時制を検討する傾向もある(事例⑤)。

②無関心ケースは、中卒で就職していくために就職先等を考えていかななくてはならないが、本人が就職そのものについて、働くということやその手続きなど、わからない状態で、関心を持たずにいる様子がみられる(事例②)。何も選択したくないという反抗から関心を持たないということも考えられる。

①不合格ケースは、高校受験で2次募集等、複数の手段をとり不合格となった結果、職業訓練校や専門学校に入学していく流れが多くみられた。しかし、入学後は複数の流れがみられた。入学後、④主体的ケースに移行して、専門的な分野への就職をしていくこともあれば(事例③)、②無関心ケースになり、選択した専門分野に関心が持たず、退学してしまうこともみられた(事例④)。職業訓練校等の短期間では理解できない中で、専門分野の就職を検討することができないということもあるようだ。

② 職員と就職指導

職員が院児に就職指導する内容は以下のような傾向があった。

院児と進路の話しをする時期は11月前後頃から多くみられ、学校の保護者面談をきっかけに話し合いを重ねていくことがみられた。院児の希望や主張などの思いを聴き、就職や進学についての選択ができるように説明をし、選択後も院児の理解度に合せて助言をし、判断できるように方向性を示したり、失敗した時は切り替えができるように関わっている。社会に出てからの注意事項を日頃の生活態度も含めて指摘している。

職員は学校や公共職業安定所を介して就職先を探すことに協力しており、実際に院児と一緒に公共職業安定所に行き、求人情報からリストアップし、院児がその中からピックアップできるようにしたりする。また、職場見学を一緒にすることもみられ、実感が持てない状態の院児が主体的になるように働きかけている。

保護者や学校の先生との話し合いを職員は訪問や電話、施設に来所してもらう形で進め、相談を重ねている(注9)。

今回の事例には掲載しなかったが、職員は職場で、院長への直接の相談や職員同士の引き継ぎ、職員会議などで他の職員への報告をし、各院児の進路に関する意見や、担当としての考えを伝え、助言や指摘をふまえ、最善の方法を検討している様子がうかがえた。

(2) 施設内外の役割

今回の研究を通して、就職や職業訓練というものを考えた際に、図1のような施設内外のつながりがみえてきた。これらの複合的なかわりの中で院児が退所していく際に、つながりを継続しながらも、就職先で働き生活をしていくということを自覚していき、自主性をもちながら生きていけるようにしていく、その基盤となるような施設内外での指導や訓練が重要であると思われた。

今回は就職にかかわる「育成記録」内の記述を中心に抽出して分析をしたが、その中でも部分的に垣間見られるが、社会に出てから必要になる力を身につけるための働きかけを施設内で職員がおこなっていくことの重要性を感じた。例えば、経済面などの生活力や、人間関係などに影響するコミュニケーション力、読む力や計算などの学習の指導などである。また、職業意識の低いまま就職していったケー

スなどは、退所後の院児と職場や家族との関係を見守ることも大切であると思われた。

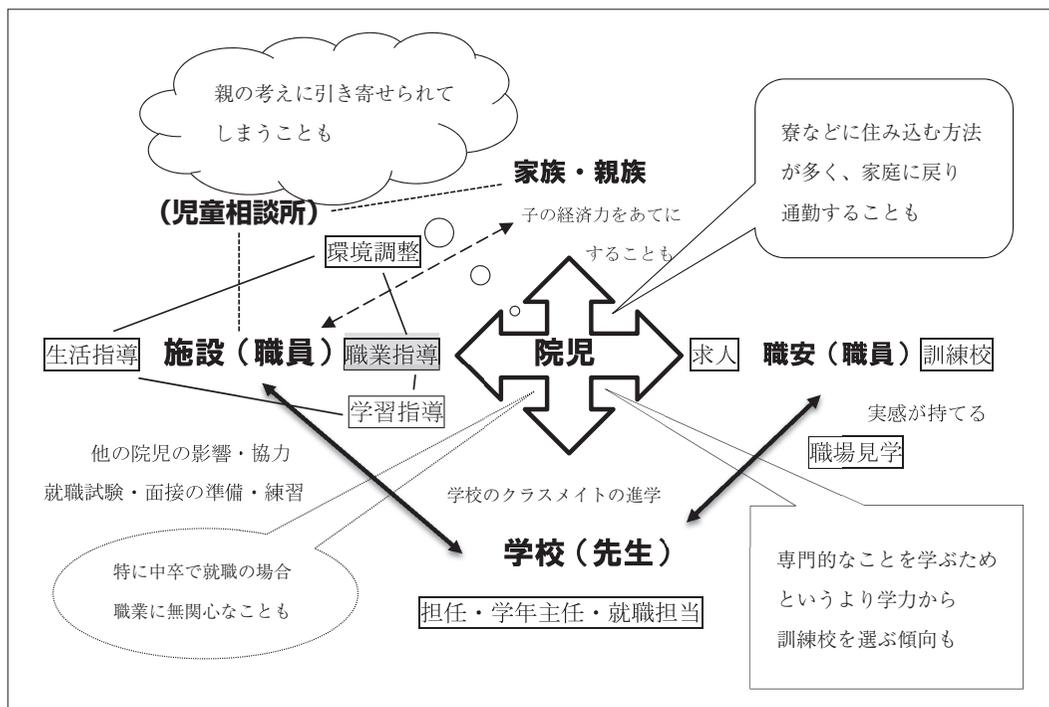


図1. 施設内外のつながり

5. おわりに

本稿では、「児童記録簿」内の「育成記録」を中心に分析を進めたが、その他の資料の確認と、施設内指導の考えについては、「業務日誌」「寮日誌」「指導員日誌」等の日誌類の読み込みをしていくこととする。そして、保母や児童指導員等の職員に関する資料整理もおこない、分析をしていく必要もあると思われる。また、当時の職業指導に関する公文書や、学校や公共職業安定所などの連携の実態をさらに調べていくこととする^(注10)。

そして、当時の措置費に関する資料の発掘と国・東京都の歴史と施設の実態について分析する事を今後の課題としたい。

注

(注1) 2014年から2016年までにまとめたものとして以下のようなものがある。

- ・「福田会育児院における院内処遇史①—先行研究と福田会規程類・月報からの検討—」(『福祉専修』第35号、専修大学社会福祉学会、2014年3月)
- ・「福田会育児院における院内処遇史—その②／明治・大正期の院内の生活や活動に関する仏教・組織・職員の役割—」(『東京社会福祉史研究』第9号、東京社会福祉史研究、2015年5月)
- ・「明治期から昭和戦後期までの日本における児童養護実践自立事例の検討—福田会育児院における修業・独立退院・就職事例を通して—」(『社会科学年報』第50号、専修大学社会科学研究所、2016年3月)

(注2) 戦中の1945(昭和20)年3月に保養施設を逗子に新設し、1948(S23)年に「逗子分院」、1952(昭和27)年に「福田会逗子分院」と呼称を変更し、1972(昭和47)年に廃止された施設があ

るが、今回は調査対象には入れていない。

(注3) 現時点では昭和40年代と50年代の限られた時期のものしか発掘されていないが社会福祉法人福田会所蔵の「指導員日誌」を確認するとその頃の指導員担当者の実践内容が把握できる。現在の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の児童養護施設の職員は「児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師」とあるが、それぞれの職員の実践内容を把握することは今後の課題である。

(注4) 本稿において、「職業訓練」、「職業指導」、「職業補導」という用語を使用しているが、「職業指導」は施設内で施設の職員による指導を表し、「職業補導」は施設外の専門的な職業指導を表し、「職業訓練」はそれらを総合的にとらえた時に使用することとする。現在の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」における「職業指導」は、「勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。」とあるが、現在に至るまでの取り組みの実態を今後更にみていくこととする。

(注5) 施設収容児童上級学校進学要綱(案)3の(1)は「向学心に燃え、且つ心身が強健な児童で、定時制の高等学校又はこれに準ずる夜間の上級学校へ進学を希望し、進学校1年以内に就職退所して、以後は独力で卒業し得る明確な見込みのある者。」とある。

(注6) 要綱には、「これができない児童及びこの要綱により職業補導を受けていない児童はすべて東京都品川景德学園に措置替するものとする」とある。福田会東京本院では、保護受託者委託は現時点では記録はみられないが、職業補導機関や東京都品川景德学園に措置変更するケースもみられた。措置変更事例は今回は取り上げていない。

(注7) 児童記録簿の育成記録は時系列に全てそろっているとは限らないため、退所していく年の記録が無いこともある。そのため、とりあげた事例は「記述がある」という条件で抽出した。対象時期を昭和20年代からとしたが、昭和20年代に入所した児童は、20年代に就職による退所をする者がいなかったため、結果、事例が昭和32年以降になった。昭和20年代に就職した事例について、現在

資料整理中である。戦中と終戦前後の分院設立や分院への転院の動きがみられるため、逗子分院の動向と合わせた分析をしていく必要がある。

(注8) 本稿にて掲載した事例は、非常に限られたものである。戦後に入所した場合、現在もご健在の方もおられるため、個人が特定できないように配慮させていただいた。そのため、抽出したものが典型例といえるのか判断が難しいともいえる。本稿の分析に際しては、掲載した事例以外の傾向も含めて説明をしている。

(注9) 現状では育成記録内には児童相談所の職員とのやりとりについての記録を抽出できていないので、複数の資料の記録も含め確認していくこととする。

(注10) 当時の職業訓練施設を備えた児童養護施設について、職業指導員の実態についての調査も課題である。

謝辞

本研究を進めるにあたり、社会福祉法人福田会(児童養護施設広尾フレンズ)の職員の方々のご協力、福田会育児院史研究会の研究メンバーの皆様のご指導に感謝申し上げます。

付記

本研究は、日本学術振興会科学研究費助成事業(基礎研究(C))「第二次大戦後の福田会育児院の運営組織と社会福祉実践史研究」(15K03958)(研究代表者専修大学教授宇都築子)の成果の一部である。本稿は日本社会福祉学会第64回秋季大会(2016年9月11日(日)於・佛教大学)口頭発表B歴史3第3報告「戦後期の(児童)養護施設内外の職業訓練と就職についての一考察—社会福祉法人福田会における昭和20年代～50年代の実践事例を通して—」の報告内容を基に加筆修正しまとめたものである。

参考文献

- 池田敬正・土井洋一編『日本社会福祉綜合年表』法律文化社(2000年6月初版第1刷発行)
- 小川利夫・土井洋一編著『社会福祉と諸科学5 教育と福祉の理論』一粒社(昭和53年3月20日第1版第1刷発行)
- 東京都社会福祉協議会『東京都社会福祉協議会の五十年』(2001年1月)
- 日本女子大学文学部社会福祉学科研究室『児童福祉』家政教育社(1917年)

- 福田会のあゆみ編集委員会『福田会のあゆみ』社会福祉法人福田会（2015年7月）
- 古川孝順・浜野一郎・松矢勝宏編著『児童福祉の成立と展開』川嶋書店（1980年3月20日第4刷発行）
- 古川孝順『子どもの権利』有斐閣（昭和57年4月30日初版第1刷発行）
- 古川孝順編『子どもの権利と情報公開』ミネルヴァ書房（2000年2月初版第1刷発行）
- 吉田久一『日本近代仏教社会史研究』吉川弘文館（1964年）

